

建設業者の皆さんへ

令和6（2024）年度 上三川町建設工事請負契約書の改正について

上三川町建設工事請負契約書を次のとおり改正します。

① 上三川町建設工事請負契約書の鏡に建設発生土の搬出先等を追記

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害等を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、建設発生土の適正利用・処理を図るため、建設発生土の搬出先の明確化等の取組として、工事発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等の徹底に努めることが義務付けられたため、上三川町建設工事請負契約書の改正を行いましたので通知します。

適用時期については、令和6年10月1日以降に当初契約の締結をするものから適用する。